

障がい者福祉サービス 「措置」から「支援費」に変わります

来年4月からスタート

「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が平成12年6月に成立、社会福祉基礎構造改革がスタートしました。この構造改革は、今後、国民の福祉ニーズが増大し、多様化する見込まれる中で、そのニーズに対応するため、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度を見直すというものです。

この改革の一つとして、障がい者福祉の分野においては、平成15年4月から、障がい者福祉サービスの多くが、いわゆる「措置」制度から「支援費」制度に移行することになります。ここでは、「支援費」制度についてお知らせします。お問い合わせは障害福祉課（☎724・2148）へ。

「措置」と「支援費」

現在行っている「措置」制度は、行政（市町村）がサービスの受け手（事業者）を特定し、サービス内容を決定するものです。利用者の申請に基づき、利用者と相談しますが、市町村が最終的に決定し、サービスの提供にも責任を持ちます。

これに対して、「支援費」制度は、事業者との対等な関係に基づき、障がい者自身がサービスを選択し、契約によりサービスを利用するものです。例えば、「措置」制度では、「A」の内容を決定するのではなく、「A」の内容に基づき、利用者と各2時間ずつ、ヘルパー派遣を定し、サービスの提供にも責任を持ちます。

対象となるサービス

「支援費」制度では、上表の種類のサービスが「支援費」の対象となります。

補装具の支給、住宅設備改善、小規模施設の利用等、上表に載っていないサービスは、今までどおり「措置」として提供されます。

「支援費」制度のしくみ

「支援費」制度のしくみは下図のようになります。

利用者は、受けたいサービスの種類ごとに「支援費」の支給申請を市町村へ行います。

「支援費」の実施は来年4月からとなりますが、支給申請は今年10月から受け付ける予定です。支給決定

支給申請を受けた市町村は、サービスの種類ごとに、支給の可否、利用上限量、利用者負担額を決定します。

その際、これらの事項を記載した「受給者証」（医療保険の保険証のようなもの）を利用者に交付します。利用者、自らが選んだ事業者（施設）に受給者証を提示して、利用上限量の範囲内でサービス利用契約を締結します。

同一のサービスであっても、利用上限額の範囲内であれば複数の事業者と契約することが可能となります。例えば、ホームヘルプサービスを月40時間まで利用可能なAさんの場合、事業所と月25時間、事業所と月15時間別々に契約することが可能です。サービスの提供

事業者は、契約に基づいて、利用者にサービスを提供します。利用者負担額の支払い サービスの提供を受けた利用者

障がい者自らがサービスを選択 契約によりサービスを利用

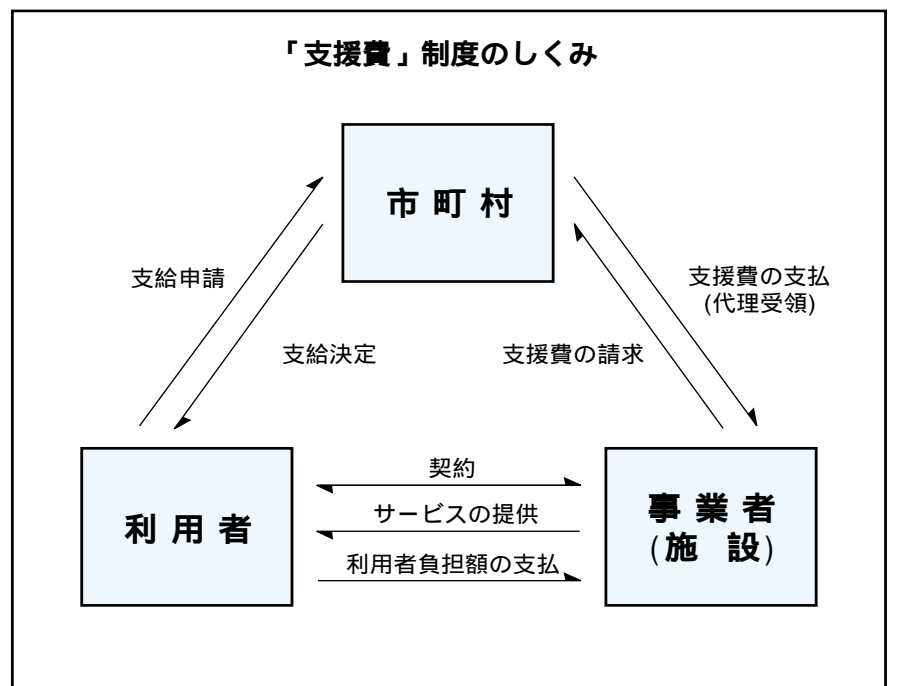
「支援費」制度の説明会を開催します

お気軽においで下さい

市町村は、請求された「支援費」を事業者に支払います。本来、「支援費」制度は、利用者が契約に基づいて支払った費用（サービス提供費用）から利用者負担額を差し引いた額（支援費）を、市町村が利用者へ支払うものです。しかし、これでは、利用者本人が市町村から支給される費用を一時的に立て替えることとなります。そこで、事業者が、利用者に代わって直接市町村から「支援費」を受領（代理受領）することにより、利用者の負担を軽減します。

「支援費」サービスのしくみ

指定された事業者であれば、どの事業者でも、利用者は契約を申し込みことができます。指定された事業者の一覧表は市町村の窓口で置かれ、市町村は、利用者が事業者を選択する際の相談に応じます。



「支援費」制度の説明会を開催します。障がい者ご本人や家族の方だけでなく、関心のある方はお気軽に、直接会場へおいで下さい。説明会の内容は、「支援費」制度の詳しい説明のほか、サービスを利用するとき、どのように契約するのか、どのような事業者が指定されるのか、障がいの程度をどのように区分するのか、利用者一人ひとりの利用上限額はどのように決められるのか、準備はこれからどう進んでいくのか、被保険者証を使用する医療保険や介護保険との違い、高齢者福祉の分野で「措置」から「契約」に切り替わった介護保険との比較など、現在までに明らかにならなかったこともお話しします。

説明会の日程

日	時	場 所
7月7日(日)	午後2時~	堺市民センター
7月9日(火)	午後2時~	忠生市民センター
7月10日(水)	午後2時~	南市民センター
7月11日(木)	午後2時~	鶴川市民センター
7月14日(日)	午後2時~	なるせ駅前市民センター
7月21日(日)	午後2時~	健康福祉会館

事前の申し込みは必要ありません。当日、直接会場にお越しください。